

## 住民監査請求とは

地方自治法第242条の規定により、上尾市民の方が、監査委員に対し、市の財務に関する行為について監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です。

制度の目的は、市民の請求とこれに基づく監査により、上尾市の財政面の適正な運営確保と市民全体の利益を守ることです。

## 監査請求の対象となる事柄

監査請求をすることができるのは、市長、委員会、委員又は職員の違法又は不当な行為により、市に損害を発生させる行為で、具体的には次の行為についてです。

- 1 公金の支出
- 2 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- 3 契約（工事請負、物品購入など）の締結、履行
- 4 債務その他義務の負担（借入れなど）
- 5 公金の賦課又は徴収を怠る事実（市税の徴収を怠る場合など）
- 6 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠る場合など）

上記の1から4までについては、それぞれの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も対象となります。

なお、これらの行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合は、正当な理由がない限り請求することはできません。

（正当な理由）

- 1 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
- 2 その行為を相当な注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること。
- 3 その行為を知ってから相当の期間内に監査請求をしていること。（相当の期間内がどのくらいの期間なのかは、それぞれの事案により異なります。）

1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明していただく必要があります。

## 監査請求の方法

### 1 請求方法

請求書を作成し、事実を証明する書面を添付して提出してください。

### 2 請求できる人

上尾市内に住所を有する人

市内に所在する法人

### 3 請求書の記載例（地方自治法施行規則第13条）

#### 上尾市職員措置請求書

（請求の対象とする執行機関・職員）に関する措置請求の要旨

#### 1 請求の要旨（次の事項について記載してください。）

- ・ 誰が、どの機関が
- ・ いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか
- ・ その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか
- ・ その結果どのような損害が市に生じているのか
- ・ したがって、どのような措置を請求するのか
- ・ 1年を経過している場合は、正当な理由の記載

#### 2 請求者

住所

氏名（ 自署 ）

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

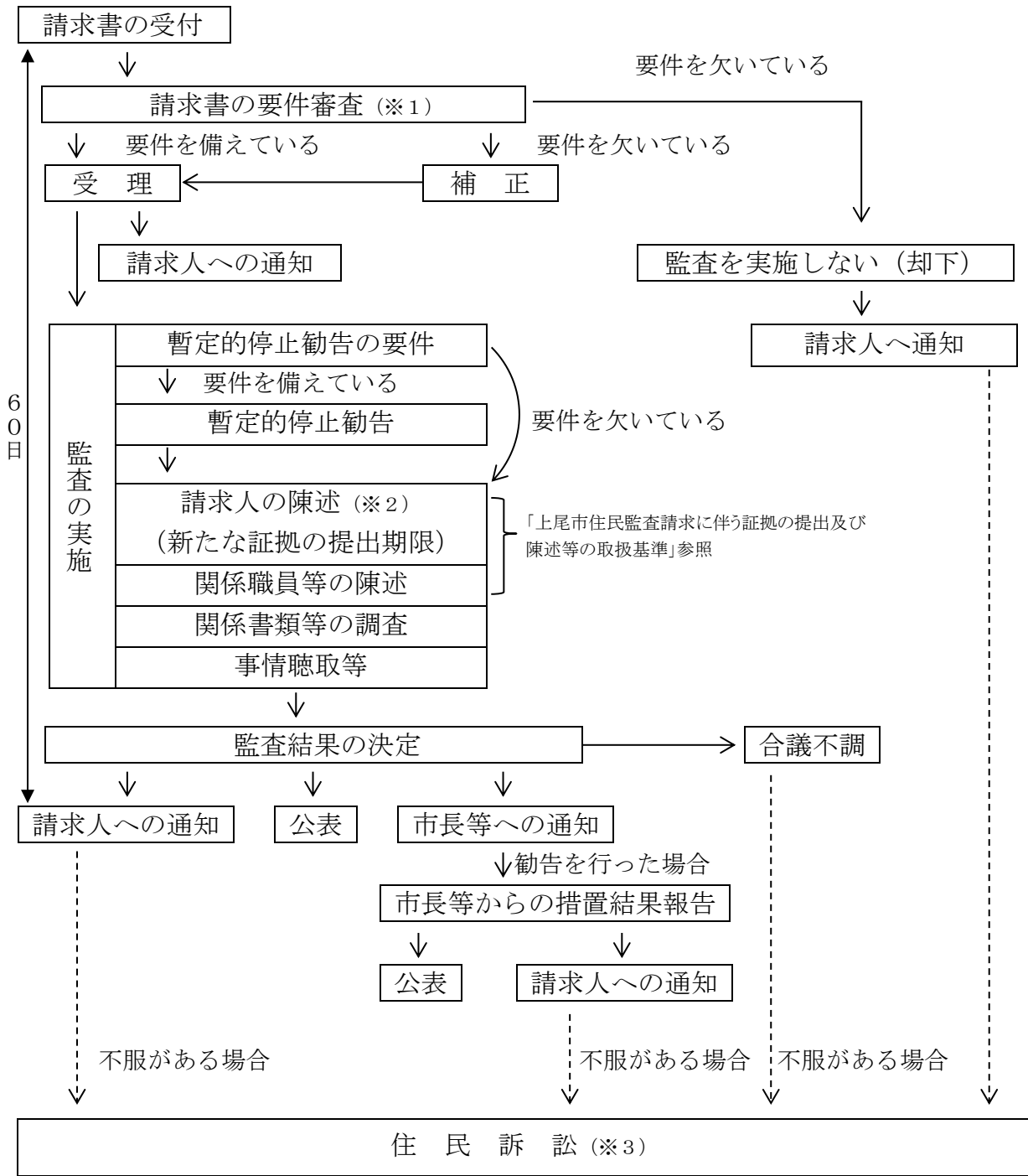
（宛先）

上尾市監査委員

※ 縦書きでも差し支えありません。

※ 請求者氏名は自署（視聴覚障害者が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む）してください。

# 監査請求手続きの流れ



※1 要件審査は、監査請求の対象事項が市の財務会計上の行為であるか否か、請求人の住所要件などについて行います。

※2 陳述とは、請求された方が請求の趣旨を監査委員に対し補足して説明するものであり、監査委員や関係職員に質疑等を行うものではありません。

※3 住民訴訟については、出訴期間が定められています。(地方自治法第242条の2)

### **監査結果又は措置に不服があるとき**

住民訴訟を提起して争うことができます。

住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。

- 1 監査結果又は勧告に不服がある場合  
監査の結果又は勧告内容の通知があった日から30日以内
- 2 監査委員の勧告を受けた執行機関等の措置に不服がある場合  
当該措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
- 3 監査請求の日から60日を経過しても監査又は勧告を行わない場合  
60日を経過した日から30日以内
- 4 勧告を受けた執行機関等が勧告に示された期間内に必要な措置を講じない場合  
勧告に示された期間を経過した日から30日以内

### **監査請求書面の提出先・監査請求関係問合せ先**

請求書は、上尾市監査委員事務局に直接持参するか、郵送してください。

住 所 〒362-8501 上尾市本町3-1-1

電 話 048-775-9692